

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

徳島市長 遠藤 彰良

市町村名 (市町村コード)	徳島市 (36201)
地域名 (地域内農業集落名)	川内地区 (加賀須野、中島、榎瀬、三巴(金岡・上別宮・北原・鈴江西)、鈴江、鶴島、宮島、小松、 下別宮、三村、米津、平石、沖島、竹須賀、大松)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月12日 (第8回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・耕作放棄地が徐々に増えている状況で、農業者の高齢化が進んでいる。
・農業者は今の経営規模を維持するので精一杯である。農地を貸したいという人は、これからますます増えるであろうから、新規就農者の確保や育成は必要になってくる。
・高速道路等の建設によって不整形に取り残されている農地があり、耕作放棄地になりやすい。
・人手不足や後継者不足が深刻である。
・スマート農業を導入したいが、ほ場が小さいため使用できない。
・農作物の価格転嫁が必要である。
主な作物: 水稻、甘藷、レンコン、カリフラワー

(2) 地域における農業の将来の在り方

・農業委員や農地利用最適化推進委員、実行組や関係団体との連携を取り、地域一丸で農地の利活用を進めていく。
・農地のマッチングが円滑に行える仕組みを作り、情報の集約・一元化をし、耕作放棄地の発生を防止する。
・有機農業の推進に取り組む。
・甘藷についてはブランド化されているが、レンコンについても、地区の土地条件等の有利性を高めるため、他産地が収穫できない時期にも周年出荷できる体制づくりを目指し、ハウスレンコンに取り組む。
・高付加価値化として減農薬の水稻や施設園芸にも取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	544.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	544.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

・以下の農地における転用について協議の場(令和7年4月28日開催)において、地域計画内の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

川内町鈴江南71番地1 1,442㎡

川内町鈴江南73番地2 1,205㎡

・以下の農地における転用について協議の場(令和7年5月30日開催)において、地域計画内の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

川内町富吉234番地1の一部 864㎡のうち364.98㎡

・以下の農地における転用について協議の場(令和7年7月16日～7月30日開催)において、地域計画内の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

川内町米津214番地1 1,671㎡

・以下の農地における転用について協議の場(令和7年9月4日～9月18日開催)において、地域計画内の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

川内町平石若宮118番4 56㎡、川内町平石古田22番1 1,369㎡

・以下の農地における転用について協議の場(令和7年10月7日～10月21日開催)において、地域計画内の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

川内町旭野91番1 993㎡、川内町平石86番7 452㎡、川内町上別宮南147番 1,074㎡、川内町上別宮南154番 1,635㎡、川内町鈴江西102番1 1,755㎡

・以下の農地における転用について協議の場(令和7年11月28日～12月12日開催)において、地域計画内の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

川内町加賀須野359番地3 129㎡

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

・対象地区内の農地利用は、地域の担い手が担っていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進していくことにより対応していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

・農地の集積を促進するため、今後さらに農地中間管理機構を活用していく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

・ほ場整備を検討し、有効利用を図っていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

・担い手の育成が大切で、農業をしたい人に向けて、移住も視野に入れ都会にもPRを行っていく。
・認定農業者や新規就農者の確保に努め、市・県・JAと連携して相談体制を確立し、農地のあっせんや技術的指導の支援を図っていく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

・アグリサポートの活用ができるように、農作業委託の値段や内容等の情報の周知をはかり、農作業委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鴨や野犬等の被害が拡大しないように防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。

②農産物の付加価値を付けるため、有機・減農薬・減肥料について取り組む。

⑧農業用施設等の故障による離農者を防ぐため、共同で利用できる育苗施設等の集約化を進める。